

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合は

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

① 保険料申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

② 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

また、平成29年度に保険料の全額免除または納付猶予された方で、申請時に翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きが不要です。（退

職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要ですが。）

③ 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

※各種申請の手続きは申請月の2年1か月前までさかのぼって申請できます。

※手続きには、年金手帳・印鑑（スタンプ式以外）をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証を併せてお持ちください。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課

☎077-567-2220

住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584

介護保険負担割合証を送付しました

要介護（要支援）認定を受けている方へ、8月からお使いいただく「介護保険負担割合証」を送付しました。

介護保険負担割合証には、介護サービスの利用した際の利用者負担の割合が記載されています。

平成30年8月から負担割合が1割、2割または3割（一定以上の所得がある方は、2割

または3割）になりますので、お手元に届きましたら、負担割合や適用期間などの記載事項をご確認ください。

介護サービスの事業者は、この介護保険負担割合証をもとに、利用者の負担割合を確認されますので、介護サービスを利用するときには、必ずサービス事業者へご提示ください。

介護保険負担割合証

住所 ○○○○○○

氏名 ○○ ○○

○割 平成XX年X月X日

平成XX年X月X日

ご自身の負担割合（1割、2割または3割）が記載されています。

※負担割合証は、白色です。

◆問い合わせ先 長寿福祉課 高齢者福祉介護担当 ☎0748-52-6501

後期高齢者医療制度のお知らせ



(またはマイナンバーカード)をご持参のうえ、住民課で申請してください。

8月1日から有効の新しい被保険者証をお送りします

平成30年度の保険料をお知らせします

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

医療制度の改正について

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入している方全員の新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留郵便で発送します。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

平成30年8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。(有効期限をお確かめください)

交付年月日	平成30年 8月 1日
後期高齢者医療被保険者証	平成31年 7月31日
有期限	
被保険者番号	01234567
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
保険者番号	39252010
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合

氏名	広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割	X割
有効期限	平成31年 7月31日

▶詳しくは色になります

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成30年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を7月中旬に送付します。

●保険料の計算のようになるのは？

平成30年度の保険料は、平成29年中の所得にもとづいて計算します。

●保険料の支払方法は？

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。



●「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」といふ)を提示すると、同一医療機関での窓口負担が、ひと月の限度額までとなり、入院時の食事が減額されます。

●対象となる方

後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成30年度の住民税(町・県民税)が世帯全員非課税の方。

●手続き方法

① 昨年からの引き続き対象の方
新しい被保険者証に同封して郵送いたします。(申請手続きは不要です)

② 対象となる方で限度額認定証をお持ちでない方

被保険者証と印鑑(スタンプ式以外)、個人番号通知カード

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じた負担を求める形で次の2点について制度が改正されました。

●平成30年4月から、後期高齢者医療保険料の軽減率が変わりました

●平成30年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります

それともない、住民課課税所得145万円以上690万円未満の方にも「限度額適用認定証」の交付が受けられることになりました。

詳しい案内は、7月に郵送します被保険者証等に同封のチラシをご覧ください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013 HP: <http://www.shigakouiki.jp/>